

プレス公表（運転保守状況）

2015年9月10日

No.	お知らせ日	号 機	件 名	内 容
	2015年 7月8日 7月10日	大湊側 共用設備	大湊側焼却建屋におけるプロパンガスの微量な漏えいについて（区分 ）	<p>（発生状況） 2015年7月8日午前10時40分頃、雑固体廃棄物焼却設備プロパン庫において、雑固体廃棄物焼却設備燃料系（プロパンガス）供給配管（A系）圧力計取付け部の点検後の漏えい確認をしていた協力企業作業員が、配管溶接部から微量なガスの漏えいを確認しました。また同B系について確認したところ、同様に圧力計取付け部の配管溶接部より微量なガスの漏えいを確認しました。 漏えい箇所については速やかに隔離弁を閉めたことにより、供給元となるボンベからの漏えいは停止しました。 本件は、高圧ガス保安法の報告事象に該当することから新潟県防災局へ報告しました。 （2015年7月8日お知らせ済み）</p> <p>本不適合を踏まえて、7月9日に新潟県防災局消防課により現場確認や点検記録等の確認をしていただきました。その際、当該焼却設備の焼却炉にプロパンガスを供給する設備（特定高圧ガス消費施設）は高圧ガス保安法で1年に1回定期自主検査を行うことが定められていますが、漏えいが確認された配管を含む一部の設備が定期自主検査を行うべき範囲に含まれておらず点検が実施されていなかったことから、点検が必要であるとの指摘をいただきました。ご指摘の内容について社内にて確認した結果、定期自主検査が必要となる対象範囲についての当社の解釈に誤りがあり、一部の設備を定期自主検査の対象範囲に含めておらず検査項目の一部が実施されていなかったことがわかりました。 このため当該設備については、7月9日より定期自主検査として計器の校正、系統外観検査等を実施し異常のないことを確認しました。</p> <p>（安全性、外部への影響） 漏れたガスには放射性物質は含まれておらず、外部への放射能の影響はありません。</p> <p>（対応状況） その後、大湊側雑固体廃棄物焼却設備の安全弁の作動検査、配管の漏えい検査を実施し異常がないことを確認しました。 また、荒浜側雑固体廃棄物焼却設備についても、同様の解釈で管理を行っていたことから、7月9日より定期自主検査範囲を見直した上で、点検を実施し、異常がないことを確認しました。</p> <p><u>プロパンガスが漏えいした原因調査として当該箇所の浸透探傷検査、断面検査、配管付着塩分濃度測定などを実施しました。その結果、当該配管に付着していた比較的濃度の高い塩分により配管表面に腐食が発生し、更に製造時に溶接不良が内在していたことで腐食が進行し、貫通孔となり漏えいに至ったものと推定しました。</u> <u>再発防止対策として、ステンレス素材の当該配管を、溶接不良が発生しにくい炭素鋼に変更し交換を行いました。更にプロパン庫内の配管の清掃及び塗装を毎年実施することにより腐食防止を図ることとしました。</u></p> <p><u>また、一部の設備が定期自主検査を行うべき範囲に含まれておらず点検が実施されていなかった原因調査として、関係者への聞き取り等を行った結果、平成23年に検査実施要領の見直しを行った際に、高圧ガスの取り扱いに対する法律上の解釈を誤り、一部の設備を検査範囲から除外していたことがわかりました。</u> <u>再発防止対策として、高圧ガスの取り扱いに係る社内マニュアルに届出範囲および定期自主検査範囲の考え方等について分かり易く図示し改定を行います。更に毎年実施する保安教育の資料に今回の事例を追加し、関係者の意識向上を図ることとしました。</u></p>
	2015年 8月27日	4号機	原子炉建屋（管理区域）におけるけが人の発生について（区分 ）	-